

配偶者等からの暴力(DV)などを理由に避難されている方へ

物価高騰対策生活者支援給付金のご案内

DV(ドメスティック・バイオレンス)等で避難中※1でも受給できる場合があります

- DV等を理由に避難中の方は、つくば市に住民登録がない方でも、令和8年2月1日時点でつくば市に居住が確認できれば、物価高騰対策生活者支援給付金を受給できる可能性があります。
- 令和8年2月1日時点でつくば市に住民登録がある方で、避難先が住民登録の住所と異なる場合は、ご自身が個別に給付金を受給できる可能性があります。
- 給付金を受給するためには、**つくば市への手続きが必要です。**

※1「DV等で避難中」とは、ドメスティックバイオレンス、ストーカー行為、児童虐待やこれに準ずる行為等の被害者が住民登録のある住所地以外にお住まいの場合を指します。

支給対象と支給額

【支給対象】

令和8年(2026年)2月1日時点でつくば市に居住が確認できる方で、平成19年(2007年)4月1日以前に生まれた方

【支給額】

1人あたり 5,000 円

※世帯主の方に対し、対象者の分を一括して口座振込により支給します。

申出期限

令和8年3月31日(火)

※期限を過ぎた場合は、つくば市臨時給付金室までお問い合わせください。

申出先

つくば市臨時給付金室

申請等についてのお問い合わせ
つくば市臨時給付金室
☎ 029-883-1111(代表)

受付時間 8:45~16:30 ※土・日・祝日を除く



詳細は市ホームページをご覧ください。情報は随時更新しています。

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください ▶

手続き・支給要件・必要書類等

以下の Q&A を参考に、必要な書類をご用意の上、手続きをお願いします。
まずは、つくば市臨時給付金室にご相談ください。

Q

**つくば市に住民登録がありますが、DVを受けて避難しており、住民票の異動ができていません。市からの給付金の案内はどこへ届きますか？
また、避難中の私は、住民票が置いてある世帯の世帯主(配偶者)とは別で給付金を受給できますか？**

A

本給付金の対象者でつくば市に住民登録がある方へは、原則として住民登録のある住所にご案内を送付します。しかし、DV等被害により避難している旨を事前に申し出ていただくことで、避難先へご案内を送付し、世帯主とは別にご自身で給付金を受給することができます。なお、申出の際には、DV等避難中であることが確認できる書類を添付いただく必要があります。

DV 等避難中であることを明らかにできる書類の例

- 配偶者に対する保護命令決定書の謄本と確定証明書等
- 女性相談支援センター、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書
- 住民基本台帳事務における支援措置(閲覧制限等)の決定通知書

※事情により上記の書類を用意できない場合は、つくば市臨時給付金室までご相談ください。

Q

令和8年2月1日時点で、他の市町村からつくば市に避難しています。元々住んでいた市町村に住民票を置いたままのため、つくば市には住民登録がありませんが、給付金を受給できますか？

A

必要書類等※2をご用意の上、DV等被害により避難している旨を申し出ていただくことで、給付金を受給することができます。詳しくは、つくば市臨時給付金室までご相談ください。

- ※2 ① 本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)
② 令和8年2月1日時点でつくば市に居住していることが確認できる書類
(公共料金請求書、居住物件の賃貸借契約書など)
③ 前述のDV等避難中であることが確認できる書類



**物価高騰対策生活者支援給付金に関連した
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐欺」にご注意ください！**

つくば市職員やつくば市から委託を受けた事業者を名乗る者から不審な電話や郵便があった場合は、つくば市臨時給付金室や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。